

湧水町農業振興地域整備計画の全体見直しについて

【農業振興地域整備計画とは】

農業振興地域整備計画は農業の振興を図るべき土地を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業振興のための施策を計画的に実行する為に定めた計画です。

【農業振興地域整備計画の全体見直しは何を行うの?】

計画の見直しに必要な項目（農用区域や農業就業人口等）の現状を把握し、将来の見直しについて、概ね5年ごとに調査を実施します。

湧水町では、平成27年度から平成28年度にかけて、整備計画の全体的な見直しを行います。

【農用区域の除外等の申出の受付停止について】

通常、農用地利用計画の変更の申出は、個別に随時受け付けています。ただし、この見直し期間中は、農用地利用計画の変更の申出の受付を一時停止いたします。

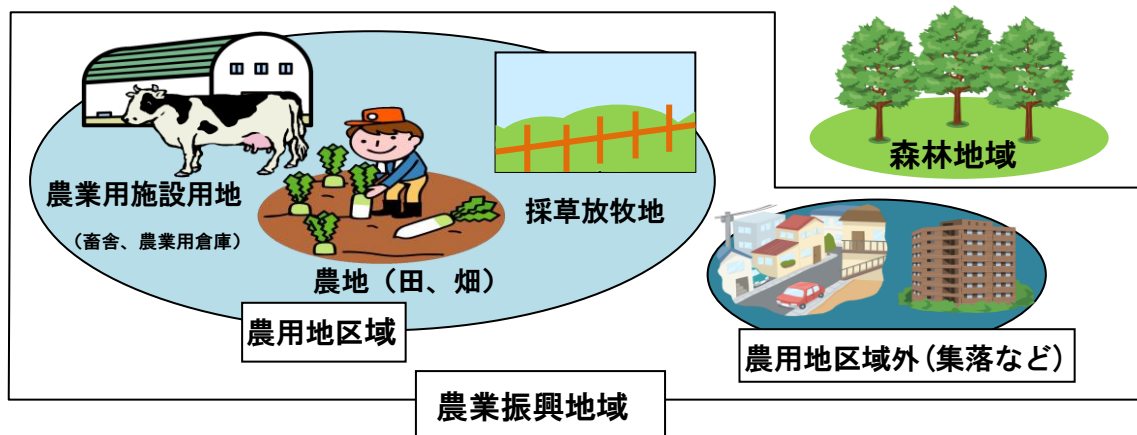
＜農用区域の除外等の申出受付停止期間＞

平成28年8月1日～計画策定が完了するまで（平成29年3月を予定しております。）

【農業振興地域整備計画の全体見直しスケジュール】

	平成27年度							平成28年度							平成29年度																	
	10	11	12	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7									
現地調査																																
基礎資料・計画策定																																
県ヒアリング																																
公告縦覧期間																																
除外等申出受付																			停止期間							受付再開						

【農業振興地域（農用区域）について（イメージ）】



【問い合わせ先】

湧水町役場 栗野庁舎 農林課 農村振興係 0995-74-3111 (内線 2235)